

不審者情報等メール配信システム貸貸借契約仕様書

貸借者明石市（明石市教育委員会事務局）を「貸借人」とし、賃貸者を「賃貸人」とし、賃貸人所有のメール配信システム（以下「システム」という。）貸貸借の仕様は、次のとおりとする。

1. システム概要

本システムは、学校園の児童生徒等の保護者、教職員、スクールガード等、教育委員会職員等（以下「保護者等」という。）が、携帯電話（スマートフォン、PHSを含む）（以下「携帯電話等」という。）若しくはパソコンのメールアドレスを登録し、貸借人から保護者等の全登録者へ、又は各学校園から各学年、各組、各クラブ、各PTA部会、各スクールガード等のグループ（以下「各グループ」という。）単位の登録者へ、メール又はアプリに送信するものである。

2. 契約期間

本貸貸借契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約として、契約期間を令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、履行上問題がなく、貸借人賃貸人双方に異存がなければ、令和12年3月31日まで延長するものとする。

3. 利用時間

システムは、24時間利用可能とする。ただしメンテナンス時を除く。

4. 利用開始

賃貸人は、明石市立中学校・小学校・幼稚園及び特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第4号）第22条第1項第3号に規定する春季休業日が終了する日までにシステムを利用開始できるようにすること。なお、賃貸人は、利用開始前にシステムを利用可能な状態に各グループの作成等調整を完了するものとする。また、準備期間に要する費用及びグループ数等の増加に要する費用については、契約金額に含めるものとする。

＜参考＞ 春季休業日 3月25日から4月7日まで

5. 貸貸借料

月額使用料として翌月払いとする。

6. 発信者

発信者は、貸借人及び明石市立の各幼稚園長（二見こども園長を含む）、小学校長、中学校長、明石養護学校長及び明石商業高等学校長の計72者とする。

7. 発信元

（1）発信元は貸借人及び明石市立の各幼稚園（二見こども園を含む）、小学校、中学校、

明石養護学校、明石商業高等学校のパソコンとする（別記１のとおり）。

- (2) パソコンからの発信と同様に、携帯電話等からもメールの新規作成及び配信機能、テンプレート機能、テスト配信機能等が利用できること。

8. 送信区分

- (1) 発信者が各グループを階層的に作成できること（別記２を参考とする）。なお、利用開始時に作成した各グループのほかに、簡易な作業で随時グループを追加できること。
- (2) 前号により作成した各グループについては、全登録者への一斉送信と、全中学校、全小学校、全幼稚園、明石養護学校及び明石商業高等学校を第１階層とし、さらに各学校園、各学年等、各組、各クラブ等へと順次階層を選択することができ、階層に応じて各グループへ個別に送信できること。
- (3) 賃貸人は、発信者のうち賃借人と各学校園とで異なる権限階層の管理機能を提供することにより、全登録者への一斉送信は賃借人からしかできないようにし、各学校園から他の学校園の保護者等への送信はできないようにすること。また、メール送信履歴等の閲覧や保護者等の登録・変更処理等についても同様とすること。

9. 受信先

受信先は、保護者等が登録した携帯電話等又はパソコン計最大５万台とする。なお、メール機能を持つすべての携帯電話等の会社の端末に対応すること。

10. 保護者等のユーザ登録

- (1) 保護者によるユーザ登録は、賃借人が示す方法でご案内（紙媒体又はデータ等）を作成すること。
- (2) 保護者のユーザ登録は、保護者自身でWEBサイトにより申込み、登録ができること。もしくは、賃借人がユーザ登録を行い、紙媒体で個人別のID・パスワードを発行し、ユーザがID・パスワードを使ってアプリやメールアドレスの設定ができること。
※空メールの送信による登録は不可とする。
- (3) 小学校でのユーザ登録後は、中学校、高等学校への進学（引き継ぎ）が行える機能を持っていること。
- (4) 年次更新（１学年進級）が自動で行われること。
- (5) 賃借人や教職員、スクールガード等は、学校園で即時にユーザ登録・削除を行え、個人別のID・パスワードが発行できること。
- (6) 賃借人や学校園からの連絡は、アプリにより通知が受信できること。また、アプリが利用できない保護者等はメールアドレスにより受信できること。なお、アプリは無制限、メールアドレスは１ユーザ当たり４件以上登録できること。
- (7) 一つのアカウントで、複数の各グループに登録できること。
- (8) 賃貸人により、登録アカウントの一括削除ができること。

11. 送信管理

- (1)各発信者が、メールの件名及び本文について、簡易な方法によりテンプレートを作成し登録できること。
- (2)即時送信のほかに、任意の日時を設定して予約送信ができること。また、予約送信の変更、取り消しが行えること。
- (3)メール送信の前後において、その内容を確認できること。
- (4)作成途中のメールを保存できること。
- (5)受信先の対象機器の画面サイズに適した形式で送信できること。
- (6)学校園からアンケートを配信できること。選択・記述式、単一・複数式の回答が可能で、50問以上設定できること。
- (7)学校園から発信する際にファイルを添付して送信できること。
- (8)貸借人が保護者等に情報を送信する手段として、メールでファイルを添付する以外にテキストやPDFを掲示できる機能を持っていること。
- (9)可能な限り速やかにかつ確実な方法でメール送信することができること。
- (10)一斉配信した場合においても、概ね5分以内にすべてのメールの配信を完了できること。
- (11)各携帯キャリアの受信ブロック仕様及び配信メール数制限に対応した最適な設定を随時提供すること。
- (12)各発信者が不達情報を把握できること。ただし、メールアドレスは非表示とする。
- (13)送信履歴を一定期間まで保存、確認できること。

12. 配信確認機能

受信者が配信されたメールについて、択一又は自由記述により回答する等簡易な方法で、発信者がメールの既読確認できる機能を持っていること。また、未読者のみに対して再配信と分かる内容を記載したうえ、指定した時分ごとに再配信ができる機能を持っていること。

13. 掲示板機能

- (1)各発信者の管理画面において、貸借人からのシステムのメンテナンスやシステム利用時の注意事項を掲示できること。ただし、この場合において、貸借人は営利活動に類する文面、画像等を掲示してはならない。
- (2)本部機能として、メール以外の機能で保護者にお知らせを周知する機能「掲示板」がある。
- (3)掲示板には、テキストとPDFが掲示できる。
- (4)掲示するお知らせをフォルダ(ジャンル)ごとに格納することができる。
- (5)お知らせを格納するフォルダを、本部機能で作成編集削除ができる。
- (6)保護者はフォルダごとにお知らせを閲覧することができる。
- (7)フォルダごとに、閲覧できるユーザを、学校・学年ごとに限定したり、全体に公開したりと選択することができる。
- (8)掲示期間を設定することができる。

- (9)設定した掲示期間を過ぎたら、自動的に非公開になる。
- (10)本部が掲示板の更新を行う際に、「メール・PUSH通知でお知らせ」または「新着マークだけ表示」を選択することができる。
- (11)保護者は掲示板のお知らせを「一括既読」することができる。
- (12)掲示板機能の掲示内容を、本部の下部に位置する各学校の管理WEBで閲覧することができる。

14. 機器管理

- (1)サーバーなどの管理は賃貸人が行い、賃借人はシステムの利用のみを行う。
- (2)サーバーにはウイルス対策が施されていること。
- (3)発信者でソフトのインストールなどの管理の必要がないこと。
- (4)障害発生時の早期復旧や迅速な原因究明を行えるようにするため、国内のデータセンターに配置している賃貸人が運営・管理又は賃貸人が属するグループが運営・管理するサーバーが利用されていること。
- (5)賃貸人は、サーバーールームを設置し、空調設備により室内の温度、湿度とも一定に維持すること。
- (6)サーバーールームを含む建物には、震度6強に耐えうる免震や耐震設備を備えていること。
- (7)電源設備が複数系統あり、無停電装置又は自家発電装置などにより停電時にも24時間以上連続してシステムを利用できるようにすること。
- (8)賃貸人は、システム障害などが生じた場合、障害発生連絡後速やかに故障初期対応を行うほか、常に良好な状態で賃借人がシステムを利用できるよう、必要な保守を行うこと。
- (9)賃貸人は、システムの操作等について、各発信者からの問い合わせに対して速やかに回答すること。

15. セキュリティ

- (1)賃貸人は、明石市個人情報保護条例の規定のほか、次に掲げる事項を遵守し、本賃貸借業務に関し、保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。
 - ①コンピューターウイルスの侵入を防止し、万一ウイルスに感染した場合にも適切な処置を安全に行うことができるシステムであること。
 - ②個人情報保護のため、取得した保護者等のメールアドレスは、システム上では表示されないこと。
 - ③サーバーールームへの入退室については、施錠ができ、関係者以外入室禁止とし、監視カメラによる監視を行うなどの管理を徹底すること。
 - ④通信はhttps を利用し、SSL 暗号化により個人情報保護の安全性を確保すること。なお、SSL 通信については第三者機関認証局からの証明書を取得していること。
 - ⑤ファイアウォールなどにより、外部からのサーバー等への不正侵入を防ぐための措置を講じること。また、ファイアウォール等を越えて入ってくる外部からの攻撃に対して、脆弱性対応（なりすまし、悪意コード埋め込み等への対応）を施していること。
 - ⑥サーバーの監査ログを取得し、不正アクセスの兆候を発見するため、監査ログは定期的に

確認すること。

⑦上記に掲げるもののほか、必要に応じて個人情報保護の対策を行うこと。

- (2) 貸貸人又はシステム管理業務の全部若しくは一部に従事する者（以下「従事者」という。）は、当該業務の実施によって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。契約期間が満了し、若しくは契約を解除され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。
- (3) 貸貸人は、発信者ごとに、登録先のメールアドレス及びURL、管理画面のURL、ログインID及びパスワードを設定し、ログインIDごとに操作制限を行えるようにすること。さらに、ログイン時には操作可能なメニューしか表示されないようにすること。ただし、賃借人においては、他の発信者の管理画面にログインできるよう、IDとパスワードを設定すること。
- (4) 貸貸人は、収集した個人情報を暗号化して管理すること。また、前号の各管理画面のページが検索エンジンロボットなどに検索をされない対策を行うなど、個人情報を安全に取り扱うこと。
- (5) 本システムの画面で、保護者等のメールアドレスが表示されないようにすること。
- (6) 貸貸人は、本賃貸借契約終了後、サーバー等ハードウェア内にある保護者等のメールアドレスその他のデータを、直ちに、かつ完全に消去すること。
- (7) 貸貸人は、次の公的認証を取得していること。

① プライバシーマーク

② I SMS

16. 運用、保守

- (1) 24時間365日、施設内常駐で有人監視を行う、又は、障害検知システム等の導入により、緊急時・障害時にすばやく復旧可能な体制が取れること。
- (2) システムにトラブル等があった時は、速やかに障害の復旧・対応を行い、発信者及び賃借人へ報告を行うこと。
- (3) システムの停止など重要な作業を行う場合は、事前に賃借人と打合せを行うこと。
- (4) 貸貸人は賃借人に対し、学校ごとの登録利用者人数、配信数について、帳票出力する機能があること。
- (5) 貸貸人は、問い合わせ窓口を設けること。
(原則月曜日～金曜日、午前8時45分～午後5時30分までとする)

17. 関係者への説明

- (1) 貸貸人は、賃借人に対し利用開始前に、賃借人の指定する日時、場所において十分な説明を行うこと。また、利用開始後、定期的に学校園を訪問してサポートを行うこと。
- (2) 貸貸人は、利用開始前に、各学校園の教職員向けの説明書を、各学校園ごとの内容で作成、印刷し、賃借人の指定する日時、場所において教職員に対する説明会（1学校園につき2時間程度を3～4回程度）を要望に応じて行い、説明書を教職員に配付すること。なお、これらは契約2年目以降も毎年、始業式前に行うこととし、賃借人の指定する日時、場所において説明会を行うこと。

(3) 貸貸人は、利用開始前に、要望に応じて、保護者向けの登録説明書を各学校園ごとの内容で作成、印刷し、学校園に納品するとともに、新入生説明会等でサービスの説明を行うこと。また、賃借人へ、登録説明書や案内書（WEB申込）のデータを引き渡すこと。

(4) 貸貸人は、前3号の実施をはじめ、システムの速やかな導入を図ること。

18. その他

上記仕様以外の付加サービス機能については、別途、賃借人と協議すること。

19. 協議事項

本仕様書に定めのない事項については、関係法令（明石市契約規則を含む。）によるほか、必要に応じて賃借人・貸貸人協議の上定めることとする。

別記 1

仕様書第 7 項に定める発信元は、下記の学校園等のパソコンとする。

	名称	住所
中学校	錦城中学校	明石市上ノ丸3丁目1-11
	朝霧中学校	明石市大蔵谷奥4-1
	大蔵中学校	明石市西朝霧丘4-7
	衣川中学校	明石市南王子町7-1
	野々池中学校	明石市沢野1丁目3-1
	望海中学校	明石市西明石南町1丁目1-33
	大久保中学校	明石市大久保町大久保200
	大久保北中学校	明石市大久保町大窪2030
	高丘中学校	明石市大久保町高丘5丁目14
	江井島中学校	明石市大久保町西島680-5
	魚住中学校	明石市魚住町清水364
	魚住東中学校	明石市魚住町金ヶ崎1687-14
	二見中学校	明石市二見町西二見594
小学校	明石小学校	明石市山下町12-21
	松が丘小学校	明石市松が丘3 丁目1-1
	朝霧小学校	明石市朝霧東町 1 丁目1-40
	人丸小学校	明石市東人丸町26-29
	中崎小学校	明石市中崎1 丁目4-1
	大観小学校	明石市大明石町2丁目8-30
	王子小学校	明石市王子1 丁目1-1
	林小学校	明石市林崎町1丁目8-10
	鳥羽小学校	明石市西明石北町2丁目2-1
	和坂小学校	明石市和坂2丁目12-1
	沢池小学校	明石市明南町3丁目3-1
	藤江小学校	明石市藤江235
	花園小学校	明石市西明石南町1丁目1-10
	貴崎小学校	明石市貴崎5丁目5-52
	大久保小学校	明石市大久保町大久保430
	大久保南小学校	明石市大久保町ゆりのき通3丁目1
	高丘東小学校	明石市大久保町高丘3丁目2
	高丘西小学校	明石市大久保町高丘7丁目23
	山手小学校	明石市大久保町大窪1600
	谷八木小学校	明石市大久保町谷八木878
	江井島小学校	明石市大久保町西島252
	魚住小学校	明石市魚住町清水570
	清水小学校	明石市魚住町清水1752-2

	名称	住所
小学校	錦が丘小学校	明石市魚住町錦が丘1丁目17-5
	錦浦小学校	明石市魚住町西岡1349
	二見小学校	明石市二見町東二見454
	二見北小学校	明石市二見町福里274
	二見西小学校	明石市二見町西二見383-34
幼稚園	播陽幼稚園	明石市中崎1丁目4-10
	明石幼稚園	明石市山下町12-21
	松が丘幼稚園	明石市松が丘3丁目1-1
	朝霧幼稚園	明石市朝霧東町1丁目2-45
	人丸幼稚園	明石市東人丸町26-29
	大観幼稚園	明石市大明石町2丁目8-30
	王子幼稚園	明石市王子1丁目1-1
	林幼稚園	明石市林崎町1丁目8-10
	鳥羽幼稚園	明石市西明石北町2丁目2-1
	和坂幼稚園	明石市和坂2丁目12-1
	沢池幼稚園	明石市明南町3丁目3-1
	藤江幼稚園	明石市藤江235
	花園幼稚園	明石市西明石南町1丁目1-10
	貴崎幼稚園	明石市貴崎5丁目6-9
	大久保幼稚園	明石市大久保町大久保430
	大久保南幼稚園	明石市大久保町ゆりのき通3丁目1
	高丘東幼稚園	明石市大久保町高丘3丁目2
	高丘西幼稚園	明石市大久保町高丘7丁目23
	山手幼稚園	明石市大久保町大窪1600
	谷八木幼稚園	明石市大久保町谷八木878
	江井島幼稚園	明石市大久保町西島252
	魚住幼稚園	明石市魚住町清水570
	清水幼稚園	明石市魚住町清水1752-2
	錦が丘幼稚園	明石市魚住町錦が丘1丁目17-5
	錦浦幼稚園	明石市魚住町西岡1349
	二見こども園	明石市二見町東二見451
	二見北幼稚園	明石市二見町福里274
	二見西幼稚園	明石市二見町西二見383-34
特別支援学校	明石養護学校	明石市大久保町大窪2752-1
高等学校	明石商業高等学校	明石市魚住町長坂寺1250
明石市教育委員会事務局		明石市中崎1丁目5-1

別記 2

仕様書第 8 項 1 号に定める各グループの階層は下記のとおりとする。

一斉	学校区分	各学校園名	学年	組
全登録者	全中学校	〇〇中学校	1 年	1 組
				2 組
			2 年	1 組
				2 組
			3 年	1 組
				2 組
			クラブ	〇〇部
				〇〇部
			P T A	〇〇部会
				〇〇部会
			補導委員	補導委員
			教職員	〇〇
	全小学校	〇〇小学校	1 年	1 組
				2 組
			2 年	1 組
				2 組
			3 年	1 組
				2 組
			4 年	1 組
				2 組
			5 年	1 組
				2 組
			6 年	1 組
				2 組
			なかよし	なかよし
			クラブ	〇〇部
				〇〇部
			P T A	〇〇部会
				〇〇部会
			補導委員	補導委員
			教職員	〇〇
			スクールガード	スクールガード
	全幼稚園	〇〇幼稚園	年長	〇〇組
			年中	〇〇組
			年少	〇〇組
			P T A	P T A
			教職員	〇〇

一斉	学校区分	各学校園名	学年	組
全登録者	特別支援学校	明石養護学校	小学部 1 年	
			小学部 2 年	
			小学部 3 年	
			小学部 4 年	
			小学部 5 年	
			小学部 6 年	
			中学部 1 年	
			中学部 2 年	
			中学部 3 年	
			高等部 1 年	
			高等部 2 年	
			高等部 3 年	
			教職員	〇〇
	高等学校	明石商業 高等学校	生徒〇〇回生	1 組
				2 組
			生徒〇〇回生	1 組
				2 組
			生徒〇〇回生	1 組
				2 組
			保護者〇〇回生	1 組
				2 組
			保護者〇〇回生	1 組
				2 組
			保護者〇〇回生	1 組
				2 組
			教職員	〇〇